

総務教育常任委員会資料

(令和6年11月29日)

[件名]

○令和5年度業務適正化評価報告書審査意見書について……2

監 査 委 員 事 務 局

令和5年度業務適正化評価報告書審査意見書について

令和6年11月29日
監査委員事務局

地方自治法第150条第5項の規定により知事から審査に付された令和5年度業務適正化評価報告書について、監査委員が審査し、令和6年10月17日に知事に意見書を提出したので報告します。

記

1 審査の実施内容

業務適正化推進所管課及び評価所管課への聞取りのほか、業務適正化の取組状況について所属を抽出して実地確認を行った上で、その他定期監査等において得られた知見も踏まえて審査を行った。

2 審査の結果

(1) 評価手続

個人情報管理について、令和5年度における評価基準（不備と重大な不備）を見直し、質的重要性の評価において「オ 県民の権利利益を害するおそれ大きいもの。」の項目が新たに追加されたところである。

しかしながら、事案が重大か否かの判断は一貫性をもって行われるべきであり、また、重要性の具体的な判断基準を示すことは当該個人情報を取り扱う職員への注意喚起にもつながる。

については、個人情報管理の評価基準について、不備と重大な不備が明確となるような基準や例示を検討されたい。

さらに、不備か重大な不備かどうかにかかわらず個人情報の漏洩防止は緊要であり、引き続き一つ一つの案件を分析し未然防止に向けた対応を検討されたい。

(2) 評価結果

令和4年度から業務点検チェックリストの中間評価を新たに追加し、年2回の自己点検とされ、また、令和5年度からは自己点検を総括課長補佐等特定の者だけでなく所属全体で取り組むこととされたところである。

しかしながら、所属における自己点検の不適切事務件数は4年度の199件から5年度は135件と減少したものの、制度所管課の実地検査で確認された不適切事務件数は前年度の7件から35件と増加している。

また、令和5年度決算に係る定期監査において全体の約6割の所属で不適切な案件が確認され、そのうちの約7割（245件）が業務点検チェックリストの自己点検では不適正としていなかった。本来は0件であるべきであり、業務適正化制度の開始から5年になるにもかかわらず取組が機能していないと考える。

については、職員一人一人が業務適正化制度の趣旨・重要性を確実に理解し、不適切事務が確実に是正されるよう、業務適正化制度の定着に努められたい。

○令和5年度決算に係る定期監査

監査実施所属数	227所属
うち不適切事務発生所属数	142所属
不適切事務件数	353件
うち自己点検で不適正としていなかった件数	245件

(3) その他

- ① 業務適正化制度の効果的運用においては、リスクを認識し、未然防止策を実践するというPDCAサイクルを確実に実施することが重要であることから、年2回の自己点検のみならず、各所属内で随時PDCAサイクルを実施するよう強く進められたい。
- ② 業務適正化の対象事務において、同様の不適切事務が複数の所属で確認されていることから、各所属の認識不足や確認不足で終わらせることなく、組織的な改善を図る必要がある。
については、不適切な事務が発生する要因を分析し、旅費システムや財務等の電子決裁システムにおいて、ポップアップ表示やエラーチェック機能の充実等を工夫し、繰り返し発生する不適切事務の削減に努められたい。